	阿蘇南小国町　小国町　産山村　高森町　西原村
	上益城御船町　甲佐町　山都町
	葦北芦北町
	球磨水上村
大分県	大分市　別府市　中津市　日田市　佐伯市　臼杵市　津久見市　竹田市　杵築市　宇佐市　豊後大野市　由布市　国東市
	速見日出町
	玖珠九重町　玖珠町
宮崎県	宮崎市　延岡市　日南市　小林市　日向市　串間市　西都市　えびの市
	東諸県国富町　綾町
	東臼杵諸塚村　椎葉村　美郷町
	西臼杵高千穂町　日之影町　五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島市　鹿屋市　阿久根市　西之表市　日置市　曽於市　霧島市　姶良市
	薩摩さつま町
	曽於大崎町
	肝属南大隅町
	熊毛中種子町　南種子町
	大島瀬戸内町　喜界町
	名護市
沖縄県	中頭西原町

備考　この告示に掲げる地域は、平成二十九年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第五百二十九号

平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十九年政令第二百八十七号）により指定された激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十二条第一項の区域は、次の表に掲げる区域であるから、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

都道府県名	市町村名	区域名
宮城県	石巻市	針岡区域

○農林水産省告示第五百三十号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十四年三月十四日農林水産省告示第六百八十四号（平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
都道府県名	郡名	市町村名	都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福島県		福島市 会津若松市 白河市 須賀川市	福島県		福島市 会津若松市 白河市 須賀川市

	喜多方市　相馬市
	田村市　南相馬市
	伊達市　本宮市
	伊達桑折町　国見町　川俣町
	安達大玉村
	岩瀬鏡石町　天栄村
	南会津下郷町　只見町　南会津町
	耶麻北塩原村　猪苗代町
	河沼湯川村
	大沼金山町　会津美里町
	西白河西郷村　泉崎村　中島村　矢吹町
	東白川塙町　鮫川村
	石川平田村
	田村三春町　小野町
	双葉広野町　楢葉町　富岡町　川内村　浪江町　葛尾村
	相馬飯舘村
（略）	（略）

○農林水産省告示第五百三十一号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十四年三月十四日農林水産省告示第六百八十九号（平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
都道府県名	郡名	市町村名	都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福島県		福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市	福島県		福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市

	喜多方市　相馬市
	田村市　南相馬市
	伊達市　本宮市
	伊達桑折町　国見町　川俣町
	安達大玉村
	岩瀬鏡石町　天栄村
	南会津下郷町　只見町　南会津町
	耶麻北塩原村　猪苗代町
	河沼湯川村
	大沼金山町　会津美里町
	西白河西郷村　泉崎村　中島村　矢吹町
	東白川塙町　鮫川村
	石川平田村
	田村三春町　小野町
	双葉広野町　楢葉町　富岡町　川内村　浪江町　葛尾村
（新設）	（新設）
（略）	（略）